

令和2年4月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和2年4月長浜市教育委員会定例会 議事日程

1. 議 事

日程第1 会議録の承認

3月定例会

日程第2 議案審議

議案第25号 長浜市統合型校務支援システム導入業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について

議案第26号 学校運営協議会委員の任命について

議案第27号 長浜市社会教育委員の委嘱について

議案第28号 長浜市図書館協議会委員の委嘱又は任命について

日程第3 協議・報告事項

(1) 長浜市学校ICT環境整備計画（第1次）の改訂について

(2) 一麦保育園民営化に係る運営法人の募集について

令和2年5月教育委員会定例会開催日程 5月28日（木）午後1時30分～

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担当 当: 教育改革推進室

議案番号: 第 25 号

件 名: 長浜市統合型校務支援システム導入業務プロポーザル選定委員会設置
要綱の制定について

第1 提出理由

教職員の業務改善、児童生徒の個人情報の適正管理・活用を図るため、児童生徒の学籍・成績管理等を一元的に管理する校務支援システムを業者委託により導入する。

当該業務の履行に最も適した事業者の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市プロポーザル選定委員会規則（平成 26 年長浜市規則第 13 号）に規定するものほか、必要な事項について定める。

第2 要点

1 名称

長浜市統合型校務支援システム導入業務プロポーザル選定委員会

2 所掌事務

事業者の審査に必要となる実施要領、仕様書、評価基準、その他必要となる事務

3 組織

学校関係者及び教育委員会事務局職員 計 9 人

4 スケジュール（予定）

業者選定 令和 2 年 8 月頃まで

システム構築 令和 3 年 3 月まで（試行期間含む）

システム運用 令和 3 年 4 月から本格運用

第3 施行期日

告示の日から施行し、当該業務の契約の締結の日をもってその効力を失う。

長浜市統合型校務支援システム導入業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について

長浜市統合型校務支援システム導入業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

令和2年4月24日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市統合型校務支援システム導入業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜市統合型校務支援システム導入業務を実施するにあたり、プロポーザル方式により、当該業務の履行に最も適した事業者の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市プロポーザル選定委員会規則（平成26年長浜市規則第13号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(名称)

第2条 本委員会は、長浜市統合型校務支援システム導入業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領、評価基準、仕様書等に関すること。
- (2) 【公募型】企画提案書を求める者の資格要件に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及びヒアリングに関すること。
- (4) 企画提案書の評価及び候補者の選定に関すること。
- (5) その他委員長（規則第6条の委員長をいう。以下同じ。）が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員9人をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) 教育委員会事務局職員

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育改革推進室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、当該業務の契約の締結の日をもってその効力を失う。

議案第26号

学校運営協議会委員の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第2項及び長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成23年長浜市教育委員会規則第2号）第6条の規定に基づき、次のとおり学校運営協議会委員を任命することについて、委員会の議決を求める。

令和2年4月24日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

任命 別紙のとおり

委員の任期は、令和2年4月24日から令和3年3月31日までとする。

令和2年度 学校運営協議会委員名簿 一覧表

令和2年4月23日～令和3年3月31日

番号	学校名	人数	区分	氏名	新規
1	長浜市立西中学校	8	保護者	鈴木 厚志	○
	長浜市立西中学校		保護者	下司 貴之	○
	長浜市立西中学校		地域住民	和田 信人	
	長浜市立西中学校		地域住民	西村 俊一	
	長浜市立西中学校		地域住民	澤 秀樹	
	長浜市立西中学校		地域住民	古池 直子	○
	長浜市立西中学校		地域住民	田中 猛士	○
	長浜市立西中学校		保護者	森 まゆみ	○
2	長浜市立北中学校	10	対象学校の運営に資する活動を行う者	徳田 清孝	○
	長浜市立北中学校		地域住民	野田 千代子	
	長浜市立北中学校		地域住民	川北 克彦	
	長浜市立北中学校		地域住民	林 章浩	
	長浜市立北中学校		地域住民	廣部 重嗣	
	長浜市立北中学校		地域住民	廣部 宇一郎	
	長浜市立北中学校		地域住民	蒲生 純子	
	長浜市立北中学校		地域住民	廣田 由美	
	長浜市立北中学校		地域住民	浅山 稔信	
	長浜市立北中学校		保護者	水上 潤一	○
3	長浜市立東中学校	8	地域住民	曾我 景年	○
	長浜市立東中学校		保護者	矢野 敏明	
	長浜市立東中学校		地域住民	角田 功	
	長浜市立東中学校		地域住民	木村 富久子	
	長浜市立東中学校		地域住民	岩崎 俊男	
	長浜市立東中学校		地域住民	森 久子	○
	長浜市立東中学校		保護者	岸田 洋平	○
	長浜市立東中学校		保護者	中島 恵子	○
4	長浜市立南中学校	7	地域住民	山岡 陽子	
	長浜市立南中学校		地域住民	池野 則男	
	長浜市立南中学校		地域住民	柴田 善成	
	長浜市立南中学校		保護者	草川 貴浩	○
	長浜市立南中学校		地域住民	高岸 幸子	
	長浜市立南中学校		地域住民	保崎 尚栄	
	長浜市立南中学校		地域住民	高津 融男	
5	長浜市立浅井中学校	8	地域住民	北田 圭一	○
	長浜市立浅井中学校		その他教委員会が適当と認める者	清水 保三	
	長浜市立浅井中学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	青井 洋子	
	長浜市立浅井中学校		地域住民	柴田 博文	
	長浜市立浅井中学校		その他教委員会が適当と認める者	伊吹 鑑子	
	長浜市立浅井中学校		その他教委員会が適当と認める者	八島 貞子	○
	長浜市立浅井中学校		地域住民	今莊 優	
	長浜市立浅井中学校		保護者	奥井 義彦	○
6	長浜市立びわ中学校	9	対象学校の運営に資する活動を行う者	川崎 四朗	
	長浜市立びわ中学校		地域住民	杉中 美智男	
	長浜市立びわ中学校		地域住民	川瀬 利弥	
	長浜市立びわ中学校		地域住民	馬淵 泰	
	長浜市立びわ中学校		地域住民	坪田 亜希子	○
	長浜市立びわ中学校		地域住民	和田 真由美	
	長浜市立びわ中学校		保護者	川邊 義隆	
	長浜市立びわ中学校		保護者	中川 嘉隆	
	長浜市立びわ中学校		保護者	福本 裕幸	○
7	長浜市立湖北中学校	8	地域住民	浅見 幸則	
	長浜市立湖北中学校		地域住民	松井 傳夫	
	長浜市立湖北中学校		地域住民	速水 銀	
	長浜市立湖北中学校		地域住民	石原 宣子	
	長浜市立湖北中学校		地域住民	丸岡 英明	○
	長浜市立湖北中学校		保護者	坂井 鑑	○
	長浜市立湖北中学校		地域住民	矢田 美春	○
	長浜市立湖北中学校		地域住民	南部 悅子	○
8	長浜市立高月中学校	9	対象学校の運営に資する活動を行う者	野村 幸弘	
	長浜市立高月中学校		地域住民	高島 雅人	
	長浜市立高月中学校		地域住民	森 忠男	
	長浜市立高月中学校		地域住民	田邊 正樹	
	長浜市立高月中学校		地域住民	赤尾 敬子	
	長浜市立高月中学校		地域住民	常陸 和宏	
	長浜市立高月中学校		地域住民	小倉 忠士	
	長浜市立高月中学校		保護者	保積 真人	○
	長浜市立高月中学校		地域住民	成田 弥生	○
9	長浜市立木之本中学校	7	地域住民	岩根 健治	
	長浜市立木之本中学校		地域住民	早川 紀久子	
	長浜市立木之本中学校		地域住民	木口 崇明	
	長浜市立木之本中学校		地域住民	原 智子	
	長浜市立木之本中学校		地域住民	武田 真紀子	
	長浜市立木之本中学校		地域住民	竹本 信一	
	長浜市立木之本中学校		地域住民	白髭 昭子	○
10	長浜市立西浅井中学校	9	地域住民	岩谷 珠紀	○
	長浜市立西浅井中学校		地域住民	田中 昌幸	
	長浜市立西浅井中学校		地域住民	平尾 真弓	
	長浜市立西浅井中学校		地域住民	岩佐 欣子	○
	長浜市立西浅井中学校		保護者	熊谷 佳子	
	長浜市立西浅井中学校		地域住民	田中 正晴	
	長浜市立西浅井中学校		地域住民	平井 英二	
	長浜市立西浅井中学校		保護者	山内 敏美	○
	長浜市立西浅井中学校		保護者	北方 ひとみ	○

番号	学校名	人数	区分	氏名	新規
11	長浜市立長浜小学校	9	地域住民	蓮 泰寿	
	長浜市立長浜小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	齋村 和生	
	長浜市立長浜小学校		その他教委員会が適当と認める者	大野 道浩	
	長浜市立長浜小学校		地域住民	勝城 弘志	
	長浜市立長浜小学校		保護者	鈴木 厚志	
	長浜市立長浜小学校		地域住民	高橋 雅明	○
	長浜市立長浜小学校		保護者	鈴木 一平	○
	長浜市立長浜小学校		保護者	井上 文江	○
	長浜市立長浜小学校		保護者	近藤 和美	○
12	長浜市立長浜小学校	10	地域住民	中川 明彦	
	長浜市立長浜小学校		保護者	伏木 与司広	
	長浜市立長浜小学校		地域住民	水上 潤一	
	長浜市立長浜小学校		地域住民	畠澤 寿和	
	長浜市立長浜小学校		保護者	押谷 雅美	
	長浜市立長浜小学校		保護者	渡邉 富三郎	
	長浜市立長浜小学校		地域住民	歎内 久美子	
	長浜市立長浜小学校		地域住民	藤川 久	○
	長浜市立長浜小学校		保護者	高橋 初美	○
	長浜市立長浜小学校		地域住民	渡邉 富三郎	○
13	長浜市立神照小学校	8	対象学校の運営に資する活動を行う者	中川 衛二	
	長浜市立神照小学校		保護者	藤田 誠一	
	長浜市立神照小学校		地域住民	長谷 繁芳	
	長浜市立神照小学校		地域住民	織田 恵淳	
	長浜市立神照小学校		保護者	村田 寿郎	
	長浜市立神照小学校		保護者	飯田 和浩	
	長浜市立神照小学校		保護者	小倉 味穂	
	長浜市立神照小学校		地域住民	橘 周子	○
14	長浜市立南郷里小学校	8	対象学校の運営に資する活動を行う者	西川 雅徳	
	長浜市立南郷里小学校		保護者	加納 まさ子	○
	長浜市立南郷里小学校		地域住民	本田 真司	
	長浜市立南郷里小学校		保護者	勅使河原 剛	○
	長浜市立南郷里小学校		地域住民	森 均	○
	長浜市立南郷里小学校		地域住民	小川 桃代	○
	長浜市立北郷里小学校	7	対象学校の運営に資する活動を行う者	林 貞雄	
	長浜市立北郷里小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	間塚 喬	
	長浜市立北郷里小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	西尾 修	
	長浜市立北郷里小学校		地域住民	川崎 聖	
	長浜市立北郷里小学校		地域住民	中島 恵子	
	長浜市立北郷里小学校		保護者	矢野 敏明	
	長浜市立北郷里小学校		保護者	森 久子	○
16	長浜市立浜南小学校	10	地域住民	中川 隆子	
	長浜市立浜南小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	中川 夏澄	
	長浜市立浜南小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	清水 宏昭	
	長浜市立浜南小学校		地域住民	小林 治一良	
	長浜市立浜南小学校		保護者	芳井 悅雄	
	長浜市立浜南小学校		地域住民	川村 信子	
	長浜市立浜南小学校		地域住民	浅尾 紗子	
	長浜市立浜南小学校		保護者	北村 聖子	
	長浜市立浜南小学校		地域住民	清水 みよ	
	長浜市立浜南小学校		保護者	谷田 一代	○
17	長浜市立湯田小学校	5	対象学校の運営に資する活動を行う者	中川 仁男	
	長浜市立湯田小学校		地域住民	押谷 琦子	
	長浜市立湯田小学校		地域住民	木原 邦彦	○
	長浜市立湯田小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	北川 義象	
	長浜市立湯田小学校		地域住民	近藤 八栄子	○
18	長浜市立田根小学校	10	地域住民	岩崎 賢	
	長浜市立田根小学校		地域住民	矢守 昭男	
	長浜市立田根小学校		地域住民	北田 善隆	
	長浜市立田根小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	川西 章則	
	長浜市立田根小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	佐治 寛嗣	
	長浜市立田根小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	高田 美智男	
	長浜市立田根小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	福井 清和	
	長浜市立田根小学校		地域住民	植谷 和子	
	長浜市立田根小学校		地域住民	大柳 貴子	○
	長浜市立田根小学校		保護者	大庭 善士	○
19	長浜市立浅井小学校	10	地域住民	松井 善和	
	長浜市立浅井小学校		地域住民	青井 洋子	
	長浜市立浅井小学校		地域住民	伏木 和彦	
	長浜市立浅井小学校		地域住民	清水 庄衛	○
	長浜市立浅井小学校		地域住民	堤 智紀	○
	長浜市立浅井小学校		地域住民	小林 正幸	
	長浜市立浅井小学校		地域住民	草野 保徳	
	長浜市立浅井小学校		地域住民	山田 正博	
	長浜市立浅井小学校		地域住民	千田 勘治	○
	長浜市立浅井小学校		地域住民	西川 久代	
20	長浜市立びわ南小学校	8	対象学校の運営に資する活動を行う者	中濱 顯文	
	長浜市立びわ南小学校		地域住民	中川 有紀	
	長浜市立びわ南小学校		地域住民	伊藤 雅明	
	長浜市立びわ南小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	森川 裕子	
	長浜市立びわ南小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	藤 堅正	
	長浜市立びわ南小学校		保護者	中川 盛治郎	○
	長浜市立びわ南小学校		保護者	中川 尚喜	○
	長浜市立びわ南小学校		保護者	吉川 ゆきえ	○

番号	学校名	人数	区分	氏名	新規
21	長浜市立びわ北小学校	10	地域住民	杉中 美智男	
	長浜市立びわ北小学校		地域住民	藤本 永照	
	長浜市立びわ北小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	阿部 秀彦	
	長浜市立びわ北小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	竹内 和生	
	長浜市立びわ北小学校		地域住民	伊藤 かおり	
	長浜市立びわ北小学校		地域住民	森岡 政人	
	長浜市立びわ北小学校		地域住民	柏本 辰雄	
	長浜市立びわ北小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	兼子 貴絵	
	長浜市立びわ北小学校		地域住民	藤澤 俊之	
	長浜市立びわ北小学校		地域住民	沓水 文太郎	
22	長浜市立小谷小学校	8	地域住民	松橋 和夫	
	長浜市立小谷小学校		地域住民	清水 幸男	
	長浜市立小谷小学校		地域住民	小畠 とし子	
	長浜市立小谷小学校		地域住民	富永 進也	
	長浜市立小谷小学校		地域住民	丁野 真美	
	長浜市立小谷小学校		地域住民	香水 宏之	
	長浜市立小谷小学校		地域住民	柴山 靖子	
	長浜市立小谷小学校		保護者	脇坂 亮	○
23	長浜市立速水小学校	9	地域住民	伊藤 武夫	
	長浜市立速水小学校		地域住民	遠藤 加代	
	長浜市立速水小学校		保護者	服部 有里子	○
	長浜市立速水小学校		地域住民	中澤 正和	
	長浜市立速水小学校		地域住民	清水 和彦	
	長浜市立速水小学校		保護者	赤井 直樹	○
	長浜市立速水小学校		地域住民	中山 秀子	
	長浜市立速水小学校		保護者	関谷 英隆	○
	長浜市立速水小学校		地域住民	松居 截	
24	長浜市立朝日小学校	11	地域住民	竹本 直隆	
	長浜市立朝日小学校		地域住民	池田 美由紀	
	長浜市立朝日小学校		地域住民	西嶋 由紀子	
	長浜市立朝日小学校		保護者	井口 則男	
	長浜市立朝日小学校		地域住民	森 豊兒	
	長浜市立朝日小学校		保護者	岩佐 政則	
	長浜市立朝日小学校		地域住民	七里 裕子	
	長浜市立朝日小学校		地域住民	片山 友明	
	長浜市立朝日小学校		地域住民	竹本 久隆	
	長浜市立朝日小学校		保護者	清水 充一	○
	長浜市立朝日小学校		保護者	安井 美樹	○
25	長浜市立富永小学校	8	地域住民	岡島 義孝	
	長浜市立富永小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	平井 幸晴	
	長浜市立富永小学校		地域住民	大橋 豊彦	
	長浜市立富永小学校		地域住民	浅野 ひろ子	
	長浜市立富永小学校		地域住民	吉田 明子	
	長浜市立富永小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	酒井 ふき子	
	長浜市立富永小学校		保護者	平井 茂太	○
	長浜市立富永小学校		保護者	小林 麻美子	○
26	長浜市立高月小学校	10	地域住民	高橋 義達	
	長浜市立高月小学校		地域住民	藤森 了堅	○
	長浜市立高月小学校		地域住民	中井 真一	
	長浜市立高月小学校		地域住民	日野 茂子	
	長浜市立高月小学校		地域住民	小倉 洋子	○
	長浜市立高月小学校		地域住民	水谷 清一郎	○
	長浜市立高月小学校		地域住民	中村 育美	○
	長浜市立高月小学校		地域住民	沢尾 信二	
	長浜市立高月小学校		保護者	浅見 勝也	○
	長浜市立高月小学校		保護者	野列 真喜子	○
27	長浜市立古保利小学校	10	地域住民	廣部 孝義	
	長浜市立古保利小学校		地域住民	七里 幸司	
	長浜市立古保利小学校		地域住民	廣岡 祥男	
	長浜市立古保利小学校		地域住民	鈴木 三英	○
	長浜市立古保利小学校		地域住民	川崎 則子	
	長浜市立古保利小学校		地域住民	森 賢子	
	長浜市立古保利小学校		地域住民	森 宏子	
	長浜市立古保利小学校		地域住民	北川 初美	
	長浜市立古保利小学校		保護者	森口 正臣	○
	長浜市立古保利小学校		保護者	鳴田 みどり	○
28	長浜市立七郷小学校	7	地域住民	野瀬 謙治	
	長浜市立七郷小学校		地域住民	片山 源之	
	長浜市立七郷小学校		地域住民	山田 美恵子	
	長浜市立七郷小学校		地域住民	田中 和美	○
	長浜市立七郷小学校		保護者	村田 純	
	長浜市立七郷小学校		地域住民	新木 朝和	○
	長浜市立七郷小学校		保護者	藤本 武志	○
29	長浜市立高時小学校	8	地域住民	池田 金夫	
	長浜市立高時小学校		地域住民	大山 寿一	
	長浜市立高時小学校		地域住民	熊井 時男	
	長浜市立高時小学校		地域住民	吉田 源市	
	長浜市立高時小学校		地域住民	奥村 宏明	
	長浜市立高時小学校		地域住民	山内 昌達	
	長浜市立高時小学校		保護者	高橋 裕二	
	長浜市立高時小学校		保護者	山内 克仁	○

番号	学校名	人数	区分	氏名	新規
30	長浜市立木之本小学校	8	保護者	橋本 孝也	○
	長浜市立木之本小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	梅本 健幸	
	長浜市立木之本小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	落合 武士	
	長浜市立木之本小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	山表 春代	
	長浜市立木之本小学校		保護者	橋本 保和	
	長浜市立木之本小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	稻館 幸子	
	長浜市立木之本小学校		保護者	橋本 英宗	○
	長浜市立木之本小学校		地域住民	中村 喜隆	○
31	長浜市立伊香具小学校	9	地域住民	服部 昇司	
	長浜市立伊香具小学校		地域住民	二宮 敏惠	
	長浜市立伊香具小学校		地域住民	佃 豊春	
	長浜市立伊香具小学校		地域住民	三家 光嘉	
	長浜市立伊香具小学校		地域住民	藤田 孝昭	○
	長浜市立伊香具小学校		地域住民	早見 七平	○
	長浜市立伊香具小学校		保護者	木村 和弘	○
	長浜市立伊香具小学校		地域住民	清水 研治	○
	長浜市立伊香具小学校		保護者	二宮 賽郎	○
32	長浜市立塙津小学校	9	地域住民	杉本 修	
	長浜市立塙津小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	小島 秀詔	
	長浜市立塙津小学校		保護者	矢橋 祥祝	
	長浜市立塙津小学校		地域住民	熊谷 みよ子	
	長浜市立塙津小学校		地域住民	大谷 豪子	
	長浜市立塙津小学校		地域住民	浅井 弥一郎	○
	長浜市立塙津小学校		地域住民	平冢 浩美	
	長浜市立塙津小学校		地域住民	阿辻 廣博	
	長浜市立塙津小学校		地域住民	辻 慶一	
33	長浜市立永原小学校	8	地域住民	桑原 忠行	
	長浜市立永原小学校		地域住民	竹端 康二	
	長浜市立永原小学校		地域住民	堂守 進一郎	
	長浜市立永原小学校		地域住民	磯井 義人	
	長浜市立永原小学校		地域住民	鍋島 直晶	
	長浜市立永原小学校		地域住民	田中 とし子	○
	長浜市立永原小学校		保護者	大橋 俊和	○
	長浜市立永原小学校		保護者	岩佐 麻未	○
34	長浜市立虎姫学園	10	地域住民	伊藤 克美	
	長浜市立虎姫学園		地域住民	北川 英樹	
	長浜市立虎姫学園		地域住民	川合 和子	
	長浜市立虎姫学園		地域住民	饒場 善秀	
	長浜市立虎姫学園		地域住民	河村 好子	
	長浜市立虎姫学園		地域住民	宮部 正子	
	長浜市立虎姫学園		保護者	藤本 良美	
	長浜市立虎姫学園		対象学校の運営に資する活動を行う者	角川 雅敏	
	長浜市立虎姫学園		対象学校の運営に資する活動を行う者	下司 滴里子	
	長浜市立虎姫学園		対象学校の運営に資する活動を行う者	北刃 祐雄	○
35	長浜市立余呉小中学校	10	地域住民	長浜市立余呉小中学校	
	長浜市立余呉小中学校		地域住民	城案 直	○
	長浜市立余呉小中学校		地域住民	柏野 さゆり	○
	長浜市立余呉小中学校		地域住民	武友 新一	
	長浜市立余呉小中学校		地域住民	植田 潤	
	長浜市立余呉小中学校		地域住民	織田 しげみ	
	長浜市立余呉小中学校		地域住民	堀江 宏一	
	長浜市立余呉小中学校		地域住民	大澤 剛人	
	長浜市立余呉小中学校		地域住民	前川 和彦	
	長浜市立余呉小中学校		保護者	武友 新吾	
36	長浜市立とらひめ認定こども園	5	地域住民	貴山 明	○
	長浜市立とらひめ認定こども園		対象学校の運営に資する活動を行う者	吉田 道明	
	長浜市立とらひめ認定こども園		対象学校の運営に資する活動を行う者	馬場 麟夫	
	長浜市立とらひめ認定こども園		対象学校の運営に資する活動を行う者	寺田 智子	
	長浜市立とらひめ認定こども園		地域住民	横田 のぞみ	

合計人数 308
新規人數 94

議案第27号

長浜市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び長浜市社会教育委員設置に関する条例（平成18年条例第187号）第2条、第4条の規定に基づき、次のとおり長浜市社会教育委員を委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和2年4月24日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

委嘱

所属	氏名	備考	着任歴
小・中学校代表	中川 浩一	長浜北小学校 校長	2期目

任期は、令和2年5月1日から令和4年4月30日までとする。

令和2・3年度長浜市社会教育委員名簿

(敬称略)

	氏 名	備 考	着任歴
1	藤居 みよし	読み聞かせボランティア会員	2期目
2	川瀬 寛子	長浜市青少年問題協議会委員 子育て広場「スキップ」子育て支援員	1期目
3	磯崎 真一	NPO法人 はまかる 代表	1期目
4	谷 寿子	元教職員 音楽指導者	1期目
5	北川 佳子	長浜市子ども会連合会理事	2期目
6	片山 ひろみ	長浜市文化芸術協会理事	2期目
7	八田 忠士	長浜市スポーツ少年団本部長	3期目
8	森川 裕子	家庭教育支援チーム「えがお」	3期目
9	福永 諭介	湖北学生応援会議「ニヨッキッキ」代表	3期目
10	藤森 義夫	総合型地域スポーツクラブ「びわスポーツクラブ」代表	3期目
11	二宮 保	滋賀県レクリエーション協会副会長	3期目
12	中川 順博	長浜市体育協会副理事長	3期目
13	大橋 英子	滋賀文教短期大学教授	3期目
14	大橋 松行	滋賀県立大学名誉教授	5期目
15	中川 浩一 (案)	長浜市立長浜北小学校校長	2期目

任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

※ただし、小・中学校代表の任期は、令和2年5月1日～令和4年4月30日とする。

長浜市図書館協議会委員の委嘱又は任命について

図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び長浜市立図書館条例（平成18年条例第189号）第10条の規定に基づき、次のとおり長浜市図書館協議会委員を委嘱又は任命することについて、委員会の議決を求める。

令和2年4月24日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

委嘱又は任命

区分	氏名	備考	着任歴	
学校教育関係者	小川 淳三	中学校長会代表 木之本中学校 校長	2期目	委嘱
	藤田 裕行	小学校長会代表 木之本小学校 校長	2期目	委嘱
	安井 さと子	保・幼・認定こども園代表 わかば幼稚園 園長	新規	任命

任期は、令和2年5月1日から令和4年4月30日までとする。

令和2・3年度 長浜市図書館協議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	備考	着任歴
学識経験者	しおみ のぼる 塩見 昇	大阪教育大学名誉教授 日本図書館協会元理事長 (平成26~31年度 本協議会会長)	4期目
	くにまつ かんじ 國松 完二	京都橘大学教授 前滋賀県立図書館長	4期目
	ひらい 平井 むつみ	滋賀文教短期大学教授 同大学図書館長	4期目
社会教育関係者	ふじい 藤居 みよし	社会教育委員 人権擁護委員	1期目
	こにし みつよ 小西 光代	タウン誌編集者	4期目
	あつじ まさみ 阿閉 正美	音訳ボランティア	2期目
家庭教育関係者	かわせ ひろこ 川瀬 寛子	家庭教育推進協議会委員	3期目
学校教育関係者 (案)	おがわ じゅんぞう 小川 淳三	中学校代表 木之本中学校校長	2期目
	ふじた ひろゆき 藤田 浩行	小学校代表 木之本小学校校長	2期目
	やすい 安井 さと子	保・幼・認定こども園代表 わかば幼稚園園長	1期目

任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

※ただし、学校教育関係者の任期は、令和2年5月1日～令和4年4月30日とする。

長浜市学校ICT環境整備計画（第1次）の改訂について【概要版】

I. 改訂の趣旨

国の動向（「GIGA スクール構想の実現」）を受け、本市の教育情報化の現状と課題をふまえ、学校教育における情報化の基本的な考え方と進めるべき方向性を示すため、長浜市学校ICT環境整備計画を見直し、改めるもの。

II. 改訂の要点

- 「GIGA スクール構想の実現」に合わせて、計画期間をR元年度からR5年度までの5年間とする。
- 整備内容に「校内LAN整備（無線LAN含む）」「児童生徒1人1台端末整備（授業支援ソフト含む）」「大型提示装置の整備拡大（特別支援学級・特別教室分）」「ICT支援員の配置」を追加する。
- EdTech 等の最先端のICT教育の導入についても検証を行い、個別最適化された学びの実現を図るための新しい教育環境づくりを進めていく必要があることを示す。

III. 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

長浜市の教育情報化の現状と課題をふまえ、本市がめざす学校教育における情報化の基本的な考え方と進めるべき方向性を示すため、長浜市学校ICT環境整備計画を策定する。本計画に基づき、学校教育の情報化について共通のビジョンを持ち、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む新しい長浜の教育を推進していく。

<長浜市がめざす教育の情報化の姿>

授業・学習面でのICTの活用

☆ 学びの協働化（主体的・対話的で深い学びの実現）

学習課題や個々の思考を可視化し、即時共有を通じた効果的な学び合いによる創造的な問題発見・解決学習を充実させる。

☆ 学びの個別最適化（EdTech による個に応じた学びの推進）

教科知識の習得は個々の理解度や特性に応じた最適な学び方（AI型ドリルの活用）を選び、基礎学力や学習意欲の向上を図る。

校務面でのICTの活用

校務支援システムの導入により、校務の効率化を実現し、教職員が児童生徒に向き合う時間を増やし、教育的効果を向上させる。

2. 計画の位置づけ

「長浜市教育振興基本計画」に定める施策の基本方向を踏まえ、「時代に応じた情報教育の推進」を実現するためのICT環境の整備計画として位置づける。

3. 計画の期間

令和元年度から令和5年度までの5年間

4. 計画の基本理念および基本方針

□ 基本理念

ICT 機器の効果的な活用により、これから時代に求められる必要な資質能力を育成し、誰一人取り残すことなく、すべての子どもたちの進路を保障する長浜の教育を実現する。

□ 基本方針

学校ICT環境の整備における、これまでの継続した課題や今後の教育環境の変化等に適切に対応していくため、学習・校務環境のICT機器整備等を計画的に進める。また、ICT環境の整備に伴い、研修の更なる充実、ICT支援員による授業支援の強化、指導事例の情報共有等により、教員のICT活用指導力の向上を図る。

5. 計画の内容

(1) ICTの活用を基盤とした新しい教育環境の整備

- ◇ 全ての小中学校・義務教育学校の普通教室および特別教室に大型提示が可能なICT機器とデジタル教科書を配備し、日常的に授業で活用できるICT環境を整備する。
- ◇ 児童生徒1人1台端末の整備と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する。1人1台端末の整備に併せて、各教科の学習に活用できる授業支援ソフトを導入する。
- ◇ 既存のコンピュータ教室については、パソコンのリース契約更新に合わせて、教育用コンピュータ、プリンタ等の機器の入替を行うが、1人1台端末の整備状況に併せて今後の整備のあり方についての見直しを行う。

	R1	R2	R3	R4	R5
校内LAN		全校整備			
電源キャビネット		全校整備			
1人1台端末		国が示す「GIGAスクール構想の実現」ロードマップに従って児童生徒1人1台端末を整備 →			
授業支援ソフト		児童生徒1人1台端末の整備に合わせて順次導入 →			
教員用タブレット		児童生徒1人1台端末の整備に合わせて順次整備 →			
大型提示装置	全校整備(普通教室+特別教室) →				
デジタル教科書	小義(前) 整備	中義(後) 整備			
PC教室用コンピュータ	更新				

(2) 校務の情報化の推進

- ◇ 市内全小中学校・義務教育学校において、児童生徒の学籍・成績等の個人情報の一元管理、教員間の情報共有等ができる校務支援システムを導入する。

	R1	R2	R3	R4	R5
校務支援システムの導入	構成内容の検討	システム構築 仮稼働	本稼働 ※ 導入効果の検証を行い、利用機能の追加を検討		

(3) 教員のICT活用指導力の向上

- ◇ 教員によるICT利活用の推進、校務支援システムの円滑な導入を図るため、機器の操作方法やICTを活用した授業に関する研修を実施する。
- ◇ ICTを効果的に活用した授業やプログラミング教育の研究およびICT機器の利活用促進のため、市教育委員会関係者ならびに教員によるプロジェクトチームを設置し、横の繋がりによる利活用の浸透を促し、新たなICT機器が幅広く日常的に活用される土壌・体制の構築をめざす。
- ◇ 各校にICT支援員を週1回派遣し、授業のねらいを効果的に実現させるためのICT機器の活用場面の提案、教材の作成支援、授業中の機器操作の支援などを充実させる。

	R1	R2	R3	R4	R5
研修の充実	機器操作研修・ICT活用研修の実施 ICT活用指導力の向上について指導・助言				
プロジェクトチームの設置	ICTの効果的な活用方法・プログラミング教育の実践等の研究・情報交換				
ICT支援員	配置				

長浜市学校ICT環境整備計画(第1次)

(令和元年度～令和5年度)

令和2年5月 改訂
長浜市教育委員会

目次

1. 長浜市学校ICT環境整備計画の策定にあたって	3
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画の期間	
(4) 国の動向	
2. 長浜市における教育情報化の現状と課題	8
(1) 国の指標と長浜市のICT環境の整備状況	
(2) 教科指導等のICT活用に関する整備状況	
(3) 教員のICT活用指導力の状況	
(4) ICT化モデル事業の成果と課題	
(5) 校務の情報化の状況	
(6) 情報セキュリティ	
3. 計画の基本理念および基本方針	12
4. 計画の内容	13
(1) ICTの活用を基盤とした新しい教育環境の整備	
(2) 教育の質の改善を目的とした校務の情報化の推進	
(3) 教員のICT活用指導力の向上	
5. 計画の推進のために	18
(1) 推進体制及び府内連携	
(2) 計画の円滑かつ着実な推進	
(3) 学校関係者への周知と協力	

I. 長浜市学校ICT環境整備計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

近年のグローバル化や急速な情報化の進展により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。とりわけ、情報通信技術（ICT）は日々進化しており、タブレット端末やスマートフォンの普及により、どこでも誰とでも、常にインターネットを使って情報発信したり交流したりすることができる時代となりました。

小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から全面実施となる新学習指導要領において、情報活用能力が言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

また、校務の効率化による教職員の事務作業の軽減と子どもたちと向き合う時間の更なる確保を推進する有効なツールとして、教職員の働き方改革の側面からも大いに期待され、今までにない変革を与える可能性を秘めています。

しかしながら、教育の情報化に必要なICT機器や校内無線LAN等の整備には多額の費用がかかり、さらには導入したICT機器の老朽化による更新に要する費用も見込まなければならない等、計画的かつ効果的に整備する必要があるほか、整備するICT機器を有効に活用する方策も具体的に示す必要があります。

こうしたことから、長浜市の教育情報化の現状と課題をふまえ、本市がめざす学校教育における情報化の基本的な考え方と進めるべき方向性を示すため、長浜市学校ICT環境整備計画を策定します。本計画に基づき、学校教育の情報化について共通のビジョンを持ち、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む新しい長浜の教育を推進していきます。

<長浜市がめざす教育の情報化の姿>

授業・学習面でのICTの活用

☆ 学びの協働化（主体的・対話的で深い学びの実現）

学習課題や個々の思考を可視化し、即時共有を通じた効果的な学び合いによる創造的な問題発見・解決学習を充実させる。

☆ 学びの個別最適化（EdTechによる個に応じた学びの推進）

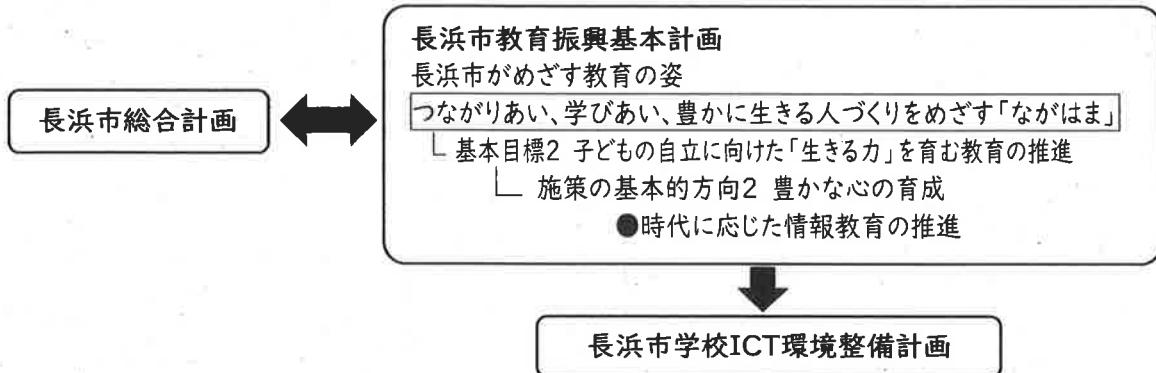
教科知識の習得は個々の理解度や特性に応じた最適な学び方（AI型ドリルの活用等）を選び、基礎学力や学習意欲の向上を図る。

校務面でのICTの活用

校務支援システムの導入により、校務の効率化を実現し、教職員が児童生徒に向き合う時間を増やし、教育的効果を向上させる。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「長浜市総合計画」及び「長浜市教育振興基本計画」に定める基本方針並びに施策の基本方向を踏まえ、「時代に応じた情報教育の推進」を実現するためのICT環境の整備計画として位置づける。



(3) 計画の期間

本計画の計画期間は令和元年度から令和5年度までの5ヵ年とします。

ただし、社会情勢や教育を取り巻く環境の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて柔軟な見直しを行います。

(4) 国の動向

① 教育の情報化について

令和2年度から順次全面実施される新学習指導要領においては、「情報活用能力」を、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けるとともに、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことを明記するなど、今後の学習活動において、より積極的にICTを活用することを求めています。また、小学校段階で初めてプログラミング教育を導入するほか、中学校、高等学校等における情報教育についても一層の充実を図っていくことが示されています。

また、文部科学省は、令和元年6月に新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）を公表し、新時代に求められる教育の在り方や、教育現場でICT環境を基盤とした先端技術・教育ビッグデータを活用することの意義、将来の教育現場のイメージについて具体的に示しました。先端技術活用推進方策では、Society5.0時代において、「多様な子供たちを誰一人取り残すことない、公正に個別最適化された学びの実現」を目指しており、ICTを基盤とした先端技術や教育ビッグデータの効果的な活用に大きな可能性があるとしています。

さらに、経済産業省は、令和元年6月に未来の教室ビジョン（第2次提言）を公表しSociety5.0時代を生きる上で重視すべき能力を習得させるためにSTEAM教育を強化するとともに、従来の一律・一斉・一方向型の授業からEdTechを用いた自学自習と学び合いへの学び方へと重心を移すことや、多様な学び方の保証が必要であると述べており、そのような教育を実現するために、新たなインフラの整備と業務環境の再構築を行う必要があると提言しています。

これらの提言において、社会構造が急激に変革する中で、子どもたちが予測できない変化を前向きに受け止め、より良い社会と幸福な人生の創り手となれるように、教育の情報化を通じた次世代の教育の創造が求められています。



図1 新時代における先端技術を効果的に活用した学びの在り方（文部科学省、新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）より引用）

「未来の教室」ビジョン 経済産業省「未来の教室」とEdTech研究会 第2次提言（2019年6月公表）

概要

時代は平成から令和へ。未来を見通しにくい時代に生きる子ども達には、昭和の成功体験に囚われない創造性が必要である。経済産業省「未来の教室」実証事業の初年度成果を踏まえ、様々な個性の子ども達が、未来を創る当事者（チェンジ・メイカー）になるための教育環境づくりを、「未来の教室」ビジョンとして提言する。

【1】学びのSTEAM化
一人ひとり違うタスクを極め、「知る」と「創る」が連携する、文理融合の学びに

子ども達が直面に向けた幅広い社会課題等に触れ、ワクワクする感覚を学び覚えられる、また、文理を問わずに必要な教科知識・専門知識の効率的な習得（「知る」）と、研究・プロジェクト型学習（PBL）による問題発見・解決の方法論（「創る」）が連携する学びに。

①ネット上に「STEAMライブラリー」を、地域に「STEAM学習センター」を

- 「STEAMライブラリー」機能
 - ・「MaaS（移動系）」と自動運転AI」「スマート農業とIoT」「スポーツの戦略とデータ科学」など、様々な未来指向の社会課題やテーマと共に、STEAM学習コンテンツを多角的に、その名前や専門知識のキーワードと共にわざ、ネット上で開催。
 - ・授業・研究会・企画などどちらも自分で作成・アップロード。同じアーキテクチャで構成。簡単さであります。
- 「STEAM学習センター」機能
 - ・豊富・工夫・柔軟性の高い専門学科等の教科を活用し、学習動機を高めてSTEAM学習センターにて。

②EdTechで「知る」学びを効率化、「創る」PBL型の学びの範囲を広げ
「学びのタスク」の実現度合いによって、EdTechを用いた「学習自立」と「学び合い」により一人ひとりの適用度に合わせて、効率的に実現度高くす。

これにより、研究・プロジェクト型学習（PBL）に含まれる時間的余裕を捻出。私服として、子ども達は「なぜ問題があるのか」を辿りながら資料類を読みこなす。

③始点から空想期にかけて基礎的なタスクスキルや思考力を育む
「想・見る・聞く・情報分析の基本的なライフスキルや、シス・ノム思考、ディメンションズ教育等に付いた明かり触れる、アビの上台を育む。

④始点から中期間にかけて基礎的なタスクスキルや思考力を育む
「想・見る・聞く・情報分析の基本的なライフスキルや、シス・ノム思考、ディメンションズ教育等に付いた明かり触れる、アビの上台を育む。

⑤新しい学習基盤づくり：学習者中心、デジタル・ファースト、社会とシームレスな学校へ

⑥ICT実践環境
・「新しい文部省」としての「人を中心としたコミュニケーション（LITERACY）機能」、即ち個人情報保護（LTEDR）機能の構築（個人情報保護法の遵守）、個人情報の収集・活用の法規制

⑦実践PBR（Business Process Reengineering：実践実現の根本的改革）や、実践的で継続的な実践後の改善

・実践実現の根本的改革のための、学校教員が実践の自己反省とカイゼンを進めるためのセルフPBRツールの収集・活用を促進。

・実践実現への強制力を落としていく。認定教育（スポーツ・音楽・プログラミング等）、大学等の高等教育機関等と連携した実践後サービスモデルを早期に確立・普及。

⑧学びと社会の連携・貢献活動
・教育免許制度を大幅改修するための認定申請（記載内容改訂）：企画入の教育歩向を改善する音楽・講義の標準化、教員が学部外の人材と並び繋げ、新しい専門性を身につける環境づくり（研修・扶助講師・扶助養成講師等）。

図2 「未来の教室」ビジョン（経済産業省、「未来の教室」とEdTech研究会-第2次提言より引用）

②国の整備目標値

新学習指導要領の実施を見据え、学校において最低限必要とされ、かつ優先的に整備すべきICT環境整備について明示するため、平成29年12月に「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」が公表されました。また、学校におけるICT環境の整備に必要な経費については、本整備方針を踏まえた「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)」に基づき、単年度1,805億円の地方財政措置が講じられることとなっています。

また、平成30年6月15日に閣議決定された第3期教育振興基本計画において、「『平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針』に基づき、学習者用コンピュータや大型提示装置、超高速インターネット、無線LANの整備など、各地方公共団体による計画的な学校のICT環境整備の加速化を図ること」が明記されました。その際、測定指標として、「学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備」「普通教室における無線LANの100%整備」「超高速インターネットの100%整備」「教師のICT活用指導力の改善」が、政府全体の方針として設定されました。

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基礎となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)」を策定しました。また、このために必要な経費については、2018~2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じることとされています。

目標としている水準と財政措置額	標準的な1校当たりの財政措置額
●学習者用コンピュータ 3クラスに1クラス分程度整備	・1日1コマ分程度、児童生徒が1人1台環境で学習できる環境の実現
●指導者用コンピュータ 授業を担任する教師1人1台	都道府県 高等学校費 434万円 (生徒数1人/年)
●大型提示装置・实物投影機 100%整備	特別支援学校費 573万円 (35学級)
各普通教室1台、特別教室用として6台 (実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)	市町村 小学校費 622万円 (18学級)
●超高速インターネット及び無線LAN 100%整備	中学校費 595万円 (15学級)
●統合型校務支援システム 100%整備	
●ICT支援員 4校に1人配置	
●上記のほか、学習用ツール ^(※) 、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバー、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備 <small>(※) ワープロソフトや表計算ソフト、フレンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通で必要なソフトウェア</small>	

図3 教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)

しかしながら、学校のICT環境の整備状況については、大多数の学校において目標とする水準を達成しておらず、かつ、地方公共団体間で大きな格差があるなどの課題があるため、令和元年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、「初等中等教育において、Society 5.0という新たな時代を担う人材の教育や、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことのない一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備するため、学校における高速大容量のネットワーク環境(校内LAN)の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずることとする。(「GIGAスクール構想の実現」)」とされ、令和2年1月30日に可決・成立された令和元年度補正予算において、児童生徒向

けの一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が盛り込まれました。



図4 これからの学びを支える学校 ICT環境整備の実現に向けたイメージ（文部科学省、中央教育審議会初等中等教育分科会資料より引用）



図5 GIGAスクール構想の実現のロードマップ（文部科学省、GIGAスクール構想の実現についてより引用）

2. 長浜市における教育情報化の現状と課題

(1) 国の指標と長浜市のICT環境の整備状況

平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査による本市の主なICT機器等の整備状況については、教員の校務用パソコンの整備率以外は県・全国の平均を下回っており、本市の整備環境は大きく遅れています。国の「第3期教育振興計画」で掲げるICTを活用した教育の推進に関わる具体的な整備目標をめざし、財政状況等を勘案しつつ、本市の実情に応じた環境整備を段階的かつ早期に整備していく必要があります。

	国 の 目 標	長 浜 市	全 国 平 均	県 平 均
教育用パソコン1台あたりの児童生徒数	3.0人	6.6人	5.4人	5.2人
普通教室の大型提示装置整備率	100%	32.3%	52.2%	59.5%
普通教室の無線LAN整備率	100%	1.8%	41.0%	42.0%
教員の校務用パソコン整備率	100%	127.4%	119.9%	113.7%
統合型校務支援システム整備率	100%	0.0%	57.5%	39.8%
指導者用デジタル教科書の整備率	—	15.8%	52.6%	72.8%

(2) 教科指導等のICT活用に関する整備状況

本市においてはすべての小中学校にコンピュータ教室が設置され、児童生徒用のデスクトップパソコンが整備されています。コンピュータ教室に整備しているデスクトップパソコンについては中学校技術・家庭科における情報分野での学習、小中学校・義務教育学校における総合的な学習の時間での調べ学習等で活用されています。

普通教室については、市教育委員会主導によるICT機器の整備は行っておらず、大型提示装置、デジタル教科書等の導入は各校の配当予算の中で対応している状況です。各校では教員が教室にノートパソコン等を持ち込み、デジタルテレビの画面やプロジェクタで画像等を映し出して授業を行っていますが、使用できる機器の数が制限されているため、活用状況には学校や教員間で差があります。したがって、日常的にICTを活用した授業が可能な環境整備を早急に行う必要があります。

また、デジタル教科書（指導用）は一部の中学校で導入されている例がありますが、小学校には導入されていません。

（参考）全国の学校（普通教室）におけるICT環境整備のステップ（イメージ）

全国的な学校のPC整備状況を踏まえると、実証研究等を通じStage4（先進校）のICT活用事例を蓄積・周知しつつ、全ての学校がStage3を実現できるよう、各自治体の環境整備促進を図っていく。

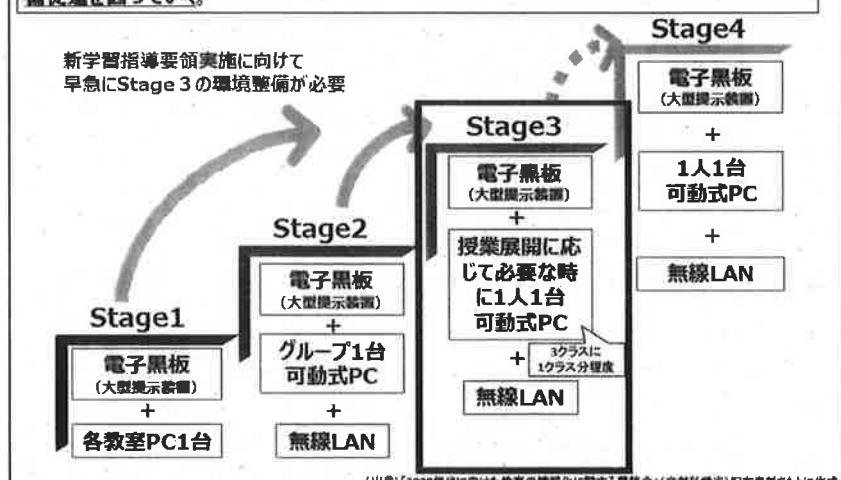


図6 全国の学校（普通教室）におけるICT環境整備のステップ

（文部科学省、第3期教育振興基本計画を踏まえた新学習指導要領実施に向けての学校のICT環境整備の推進について（通知）より引用）

(3) 教員のICT活用指導力の状況

平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査による、本市の教員のICT活用指導力の状況は下記のとおりです。

		長浜市	全国	滋賀県
A. 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力		80.2%	86.2%	81.4%
A1 教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。		71.2%	83.8%	
A2 授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり、保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。		84.2%	87.9%	
A3 授業に必要なプリントや提示資料、学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために、ワープロソフト、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。		86.4%	90.1%	
A4 学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し、評価に活用する。		78.8%	83.2%	
B. 授業にICTを活用して指導する能力		53.7%	69.7%	61.1%
B1 児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。		66.8%	81.6%	
B2 児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり、比較検討させたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。		51.5%	69.4%	
B3 知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアなどを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。		51.0%	65.5%	
B4 グループで話し合って考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。		45.5%	62.4%	
C. 児童生徒のICT活用を指導する能力		57.7%	70.2%	62.0%
C1 学習活動に必要な、コンピュータなどの基本的な操作技能(文字入力やファイル操作など)を児童生徒が身に付けることができるよう指導する。		67.6%	77.2%	
C2 児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるよう指導する。		68.6%	77.9%	
C3 児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して、調べたことや自分の考えを整理したり、文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるよう指導する。		51.5%	66.5%	

C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合などができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	43.1%	59.4%	
D. 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	74.3%	80.5%	74.0%	
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち、相手のことを考え、自他の権利を尊重して、ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	77.4%	83.1%	
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に、反社会的な行為や違法な行為、ネット犯罪などの危険を適切に回避したり、健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	79.5%	84.2%	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、パスワードを適切に設定・管理するなど、コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	69.4%	75.9%	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き、学習に活用したり、その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	70.9%	78.7%	

※「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合

すべての大項目について全国および県平均を下回っており、全国平均から比べると著しく低い状況にあります。特に、「B. 授業にICTを活用して指導する能力」「C. 児童生徒のICT活用を指導する能力」については大きな差があります。

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、日常的に使えるICT環境の整備及びICT活用促進のための研修を取り組みの両輪として、教員のICT活用指導力向上を図っていく必要があります。

(4) ICT化モデル事業の成果と課題

今後の長浜市の教育の情報化推進に資するため、平成28・29年度の2年間、「ICTを活用した授業の在り方に関する研究推進事業」を実施し、長浜市立東中学校を研究推進校としてICT環境の整備とICTを活用した授業の在り方についての研究を行ってきました。研究推進校に大型提示装置（プロジェクタ、スクリーン）、指導用デジタル教科書（理科・英語科）、ノートパソコンを導入し、各教科で大画面提示による「わかる授業」の実践を積み重ねてきました。

推進校の2年間の研究成果として、①生徒の興味・関心を高め、既習の学習内容や授業の課題を明確に掴まることができる、②わかりやすく説明したり生徒の思考や理解を深めたりできること、③生徒の知識の定着が図れることの3点が確認できました。

【生徒アンケート結果】 A:よくあてはまる B:ややあてはまる C:あまりあてはまらない D:あてはまらない

質問内容	A	B	C	D
ICTを活用して授業は、主に黒板だけで授業しているものとくらべると、生徒にとってわかりやすくなると思いますか？	53%	36%	10%	1%
ICTを活用した授業は、主に黒板だけで授業しているものとくらべて集中して取り組むことができますか？	25%	54%	19%	1%
ICTを活用した授業をもっと受けてみたいと思いますか？	51%	36%	12%	1%

【教職員アンケート結果】 A:よくあてはまる B:ややあてはまる C:あまりあてはまらない D:あてはまらない

質問内容	A	B	C	D
ICT 機器の活用について好意的(積極的に活用したい)である。	72%	22%	6%	0%
ICT を活用することによって、授業がスムーズに進むと思う。	63%	31%	6%	0%
ICT を活用することによって、生徒にとってわかりやすい授業が展開できると思う。	61%	33%	6%	0%

生徒の声	<ul style="list-style-type: none"> ・映像が大きく映し出されることで授業がわかりやすくなる。 ・動画や英語での発音など、教科書だけでは勉強することができない学習ができる。
教職員の声	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が可視的な説明を受けることで内容の理解が高まる。 ・支援が必要な生徒にとって大きな効果がある。 ・生徒に作品や資料を調べさせて制作すると、意欲的に取り組め、よりよい作品ができた。

アンケート結果からもICT機器を活用した授業に肯定的な印象をもつ生徒・教職員が多く、さまざまな教科でのICT活用が期待できる一方で、「光の加減でスクリーンが見にくくなる」、「慣れるまでに時間がかかる」、「機器やICT教室の数が限られている」などの環境面や教員のICT活用能力の課題が見られました。

(5) 校務の情報化の状況

本市においては長浜市 ICT 利活用プランに基づき、平成25年度から学校情報システム関連のサーバを一元化し、学校間のネットワークを整備することで、学校間の情報共有を図り、教育環境の充実に向けた情報基盤を整えてきました。

また、市役所の庁内LANを各学校(管理職・事務職員)ともつなぎ、教育委員会と学校をネットワークで結ぶグループウェア機能により、教育委員会・各学校との文書連絡等が可能になっています。

各校では、個別に作成した成績処理ファイルによって一部の校務の情報化が進められていますが、全市で学習状況や出欠記録、服務管理等を統合的に管理する校務支援システムは導入していません。

学校における校務の情報化は事務処理の軽減等につながり、児童生徒により多くの時間を割くことが可能となります。また、必要な情報を共有することで、これまで以上に細部までいき届いた教育活動が実現できるなど、様々な効果が期待できます。教職員の異動があっても円滑に業務が行えるよう、市内統一の校務支援システムの導入が適当であると考えられます。

(6) 情報セキュリティ

センターサーバ化に伴い、平成28年度には「長浜市学校情報セキュリティガイドライン」等、運用上のルールやリスクへの対応策について見直しを行い、教職員への周知・徹底を図っています。

文部科学省が平成29年10月に策定した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においては、昨今の標的型攻撃等に対応する観点から、「校務系システムヒュエブ閲覧やインターネットメールなどのシステムとの通信経路の論理的又は物理的な分離の徹底」、「機微情報を保管する校務系サーバの教育委員会による一元管理」などが記載されており、将来的に当該ガイドラインを遵守する環境整備が必要です。

さらに、令和元年12月には教育現場においてもクラウドの活用が促進されるよう、ガイドラインが一部改訂されたことを受け、必要に応じて、本市の教育情報セキュリティポリシーをクラウドサービスの利用に即した内容に修正することが必要となります。

3. 計画の基本理念および基本方針

社会は大きな変革を迎えており、それに伴い教育の情報化推進の必要性はこれまで以上に重要度を増してきたと言えます。

本市の子どもたちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、未来社会の創り手として予測不可能なこれからの中を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成することが本市の教育に求められており、その実現には、ICT機器の効果的な活用が非常に重要となります。

さらに、教育現場において先端技術を活用することで様々な効果が期待できることから、EdTech 等の最先端のICT教育の導入についても検証を行い、多様な子どもの一人ひとりの個性や置かれている状況に最適な学びを構築し、「誰一人取り残すことのない教育先進都市 長浜」の教育環境づくりを進めていく必要があります。

そのために、「目的を達成するための手段としてICTを活用する」ことを十分認識しつつ、学校ICT環境の整備と教職員のICT活用指導力の向上や推進・サポート体制の整備をあわせて進めることが重要です。また、教育現場におけるICTの活用は、授業・学習と校務の両面で教職員をサポートするものであり、情報セキュリティの確保を前提としたうえで、教職員が日常的に活用しやすいものにするという視点も必要です。

以上のことを踏まえて、学校ICT環境の整備における、これまでの継続した課題や今後の教育環境の変化等に適切に対応していくため、学習・校務環境のICT機器整備に重点を置き、以下の基本理念および基本方針のもと計画を推進していきます。

■ 基本理念

ICT 機器の効果的な活用により、これからの時代に求められる必要な資質能力を育成し、誰一人取り残すことなく、すべての子どもたちの進路を保障する長浜の教育を実現する。

■ 基本方針

(1) ICTの活用を基盤とした新しい教育環境の整備

- ・ICT機器やデジタル教材等を授業で日常的に使えるよう、普通・特別教室のICT環境の整備を行います。
- ・1人1台端末環境のもと、主体的・対話的で深い学びと個別最適化された学びを実現します。

(2) 教育の質の改善を目的とした校務の情報化の推進

- ・校務でのICT活用を進め、校務の効率化や教職員の事務負担の軽減を図ることで、児童生徒と向き合う時間を確保します。
- ・児童生徒の個人情報を含む重要情報を安全に取り扱うため、教育委員会及び各学校における情報セキュリティ向上に継続的に取り組みます。

(3) 教員のICT活用指導力の向上

- ・今後のICT環境の整備に伴い、研修の更なる充実、ICT支援員による授業支援の強化、指導事例の情報共有等により、ICT活用力の向上を目指します。

4. 計画の内容

(1) ICTの活用を基盤とした新しい教育環境の整備

① 整備内容

本計画期間内に全ての小中学校・義務教育学校の普通教室および特別教室に大型提示が可能なICT機器とデジタル教科書を配備し、日常的に授業で活用できるICT環境を整備します。

また、令和の時代における学校の「スタンダード」である児童生徒1人1台端末の整備と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備します。さらに、1人1台端末の整備に併せて、各教科の学習に活用できる授業支援ソフトを導入し、主体的・対話的で深い学びの実現をめざします。

なお、既存のコンピュータ教室については、パソコンのリース契約更新に合わせて、教育用コンピュータ、プリンタ等の機器の入替を行いますが、1人1台端末の整備状況に併せて今後の整備のあり方についての見直しを行います。

② 整備計画

	R1	R2	R3	R4	R5
校内LAN		全校整備			
電源キャビネット		全校整備			
1人1台端末		国が示す「GIGAスクール構想の実現」ロードマップに従って児童生徒1人1台端末を整備 →			
授業支援ソフト		児童生徒1人1台端末の整備に合わせて順次導入 →			
教員用タブレット		児童生徒1人1台端末の整備に合わせて順次整備 →			
大型提示装置	全校整備(普通教室+特別教室)				
デジタル教科書	小義(前) 整備	中義(後) 整備			
PC教室用コンピュータ	更新				

それぞれの整備前には、教育委員会が運用に向けた研修を行うことで、円滑な運用を図ります。本計画期間中には、児童生徒および教職員が日常的にICT機器を有効活用し、主体的・対話的で深い学びと多様な子どもの一人ひとりの個性や置かれている状況に最適な学びを実現します。

③ 期待される効果

- ・日常の授業等でICTを活用することによって以下の効果が期待できます。
« 視覚化 » 指導する内容や課題を言葉だけでなく、視覚的な情報提示により、わかりやすく「見える化」することができます。
« 焦点化 » 授業のねらいや学習活動を明確化し、展開の構造をシンプルにすることでわかりやすい授業を展開することができます。
« 共有化 » 教師の一方的な指導だけでなく、ペアやグループによる「対話」を通して、理解を学級全体に広げることができます。
« 個別化 » 児童生徒一人ひとりの理解度や興味・関心等に応じた最適な学び方で、基礎学力・学習意欲の向上を図ることができます。

④基本方針に沿った具体的な推進目標

評価指標	説明	現状値 (H30)	目標値 (R5)
授業のわかりやすさ	ICT機器を整備した学年の児童生徒に対してアンケートを行い、「ICT機器を活用する前と比べて授業がわかりやすくなつたか」の問い合わせに「思う」「やや思う」と回答した児童生徒の割合	—	90%

(2) 教育の質の改善を目的とした校務の情報化の推進

①校務支援システムの導入

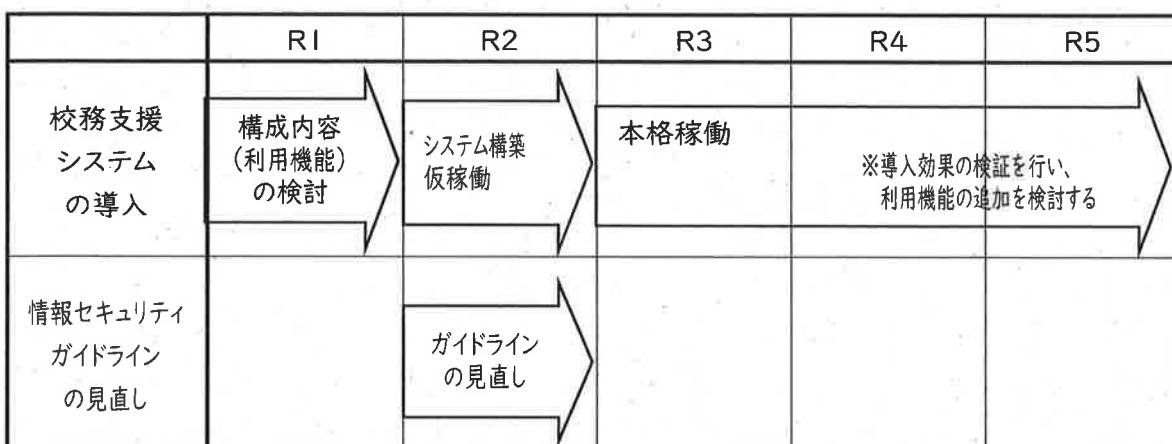
学校における校務の情報化は、連絡事項の正確な伝達、会議時間の短縮、事務処理の軽減等につながり、児童生徒により多くの時間を割くことが可能となります。また、必要な情報を共有することで、これまで以上に、細部までいき届いた教育活動が実現できるなど、様々な効果が期待できます。

こうしたことから、本市では、市内小中学校・義務教育学校で統一した校務支援システム（以下、システム）を導入することとし、学校の実情と現状の校務内容を整理しながら、システムの構成内容を検討し、本計画期間中の整備を目指します。

②情報セキュリティガイドラインの見直し

システム導入にあわせて、情報セキュリティガイドラインの見直しを行い、文部科学省が策定した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に対応したものになります。また、情報セキュリティガイドラインに基づき、全ての教職員が個人情報の安全性を確保するよう徹底します。

③実施計画



教職員の負担軽減と効果的な導入を図るために、システムの導入にあたっては学校現場の意見を取り入れながら、高い業務改善効果が得られる機能から導入し、校務の一層の効率化や充実をもたらす機能を順次追加していくこととします。また、システム導入後には操作等研修を行い、校務の円滑なシステム移行を図ります。

④期待される効果

- ・システムを導入する目的は、「教育の質の改善」と「教員の業務負担の軽減」にあります。校務の効率化を図ることで、教員の業務負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間や授業研究の時間を確保できることが期待できます。
- ・市内で統一した教員用のグループウェアを活用することで、教職員間における連絡事項の正確な伝達や会議時間の短縮等につながると想定されます。また、児童生徒の学習記録や生活記録の共有することで、一人一人に応じたよりきめ細かな指導や評価が行え、教育の質の向上が期待できます。
- ・現在は各校で個別に導入したシステムによって校務の情報化が進められていますが、全市で同一のシステムを導入することにより、小中の引継ぎ事務の効率化が図られたり、教職員の異動時にも事務処理に係る負担が少なくなったりするなどの利点が考えられます。
- ・ICT機器等やソフトウェアは日々進化しており、使い方や活用方法も常に変化し続けます。教育の情報化整備を進めるとともに、管理運用規程も併せて見直しながら管理を徹底することで、個人情報の漏えい防止につながります。

⑤基本方針に沿った具体的な推進目標

評価指標	説明	現状値 (H30)	目標値 (R5)
時間外勤務の縮減	校務支援システム整備による、教員の時間外勤務時間の縮減	—	導入前比 20%縮減

(3) 教員のICT活用指導力の向上

①「ながはま Style」による教員のICT利活用の推進

ICTを活用して学習指導の効果を高めるためには、教職員が、指導のねらいの整理、日頃からの児童生徒の実態把握、授業における教材提示のタイミング、発問、指示や説明といったこれまでから行われてきた基本的な学習指導の手法や構成とICTとを融合していくことが必要です。

「ながはま Style」では一斉学習において、教員が提示用にICT機器を用いることからはじめたため、ICT機器やデジタル教科書の取扱いが苦手な教職員もICT機器を活用した授業づくりに取り組みやすく、日常的にICT機器を利用することができます。

その後はより効果的な提示の仕方を工夫したり、順次整備する1人1台端末環境のもと、児童生徒が主体的に考える時間を確保したりするなど、学習効果を高める授業展開を行うことにより、教員のICT活用指導力の向上ならびに児童生徒の学力向上をめざします。

「ながはま Style」の基本的な考え方

- ・「教員のICT活用能力」「ICT機器整備」「インフラ整備」のそれぞれにおいて取り組みやすい一斉学習からはじめます。
- ・段階的に協働学習、個別学習へと進める。
- ・ながはま Styleでは一斉学習をVer.1と位置づけ、協働学習、個別学習をそれぞれVer.2、Ver.3とし、段階的・発展的に取り組む。

	Ver. 1	Ver. 2	Ver. 3
学習形態	一斉学習	協働学習	個別学習
タブレットPC	教員1人1台	グループに1台	児童生徒1人1台

※Ver.1の際はノートPCで代用可

図7 「ながはまStyle」の基本的な考え方

②研修の充実

教員によるICT利活用の推進のため、機器の操作方法やICTを活用した授業に関する研修を実施・充実させ、教員のICT活用指導力の向上に努めます。ICT機器の操作等が苦手な教員に対しては、授業での手軽な活用例を紹介し実践することで授業改善を図ります。

また、市教育委員会指導主事による学校訪問等を通してICTの活用にかかる具体的な実践事例や教材等の普及、授業研究の促進などICT活用指導力の向上について指導・助言を行います。

③ICT活用指導力向上プロジェクトチームの設置

ICTを効果的に活用した授業やプログラミング教育の研究およびICT機器の利活用促進のため、学校の教員、教育委員会指導主事、教育センター研究員等をメンバーとした「ICT活用指導力向上プロジェクトチーム」の設置を検討します。教員自らによるICTの効果的な活用方法、プログラミング教育の実践等の情報交換を行い、教員同士の横の繋がりによる利活用の浸透を促します。それにより、新たなICT機器が幅広く日常的に活用される土壤・体制の構築をめざします。

また、学校・教員をサポートするため、大学・企業等の外部人材の活用を目指し、他の自治体等の活用方法等についても研究・検討していきます。

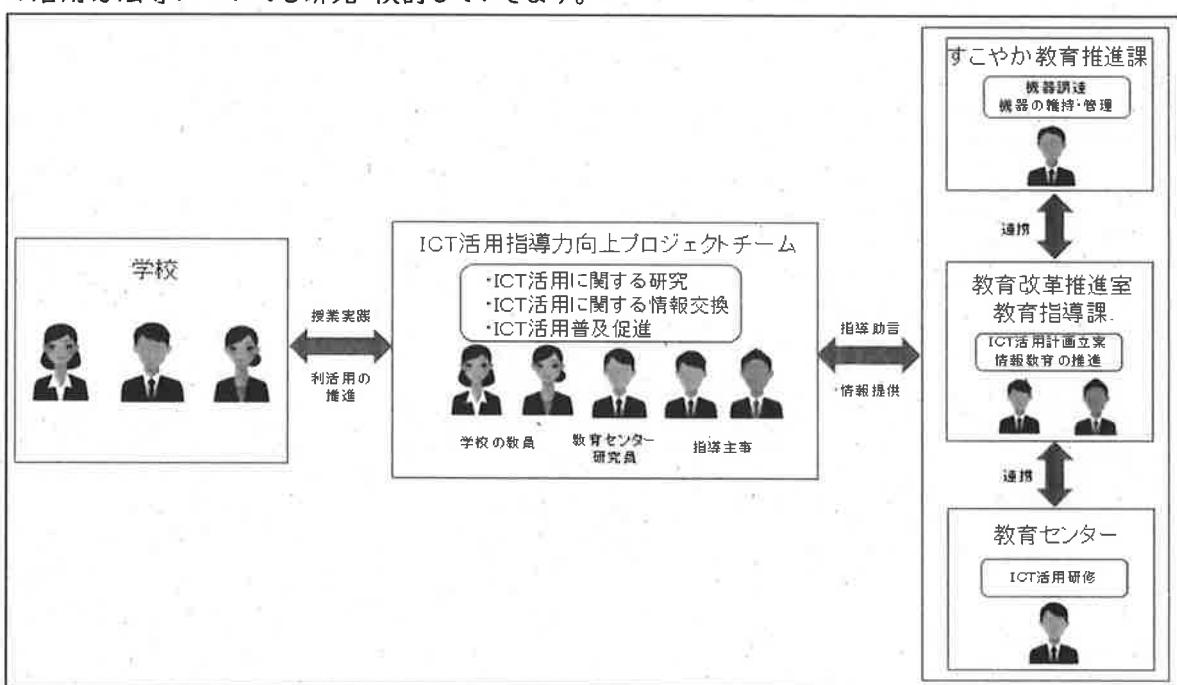


図8 ICT活用指導力向上プロジェクトチームのイメージ

④ICT支援員によるサポート体制の充実

ICT機器を活用した授業を円滑に運営するには、教員が機器操作や指導方法について困った時に相談ができ、安心して指導できる環境づくりが重要です。そのため、市内のすべての小・中・義務教育学校にICT支援員を週1回派遣し、授業のねらいを効果的に実現させるためのICT機器の活用場面の提案、教材の作成支援、授業中の機器操作の支援などを充実させます。

⑤実施計画

	R1	R2	R3	R4	R5
教員のICT利活用の推進			「ながはま Style」の展開 Ver.1→Ver.2→Ver.3		
研修の充実			機器操作研修・ICT活用研修の実施 ICT活用指導力の向上について指導・助言		
ICT活用指導力向上 プロジェクトチームの設置			ICTの効果的な活用方法・プログラミング教育の実践等の研究・情報交換		
ICT支援員による サポート体制の充実			全校巡回 (配置)	全校巡回 (配置)	全校巡回 (配置)

⑥期待される効果

- ・ICTを活用した授業を実践するためには、教員のICT活用指導力の育成が不可欠です。ねらいを明確にした効果的な研修を実施することで、その活用指導力は高まるものと期待されます。
- ・ICT機器等はあくまで教育を行う一つの道具に過ぎません。大切なのは、その使い方を習得するだけではなく、どのように授業で活用するかという視点です。ICT機器等を活用した授業実践事例を十分に検証・研究し、その結果を広く共有することで、教員のICTを活用した指導の効果が高まることが期待されます。

⑦基本方針に沿った具体的な推進目標

評価指標	説明	現状値 (H30)	目標値 (R5)
教員の ICT活用指導力	毎年実施している「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における「B. 授業中にICTを活用して指導する能力」の問い合わせに「わりにできる」「ややできる」と回答した教職員の割合	53.7%	80%

5. 計画の推進のために

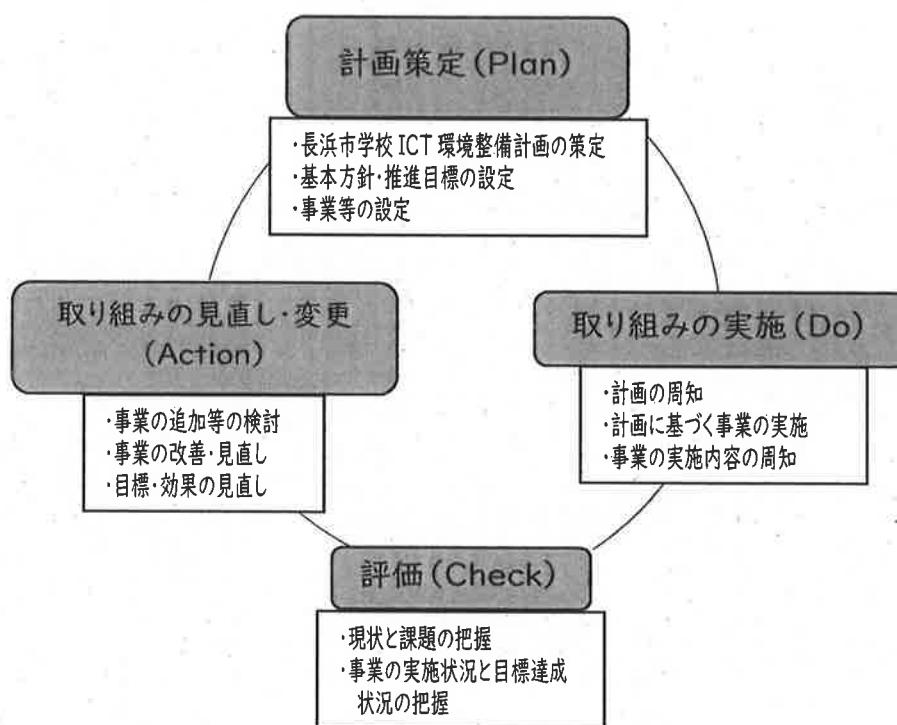
(1) 推進体制及び府内連携

本計画を計画的に進めるためには、市教育委員会が率先して計画を推し進め、学校との連携を密にしながら取り組む必要があります。また、市長部局の関係各課と十分に協議・調整を行い、ともに本市が目指す教育の姿や、本計画に掲げた基本目標、基本方針を共有し、各種事業を協働しながら計画を進めます。

(2) 計画の円滑かつ着実な推進

本計画を円滑かつ着実に推進するため、市教育委員会は、本計画に掲げた事業の進捗状況を把握するとともに、国・県の施策の方向性を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しや修正を図ります。また、PDCAサイクルを実行し継続的な進行管理を行います。

なお、ICT機器等、情報通信技術の進歩は急激に進んでいることから、その時々に応じた先進的なICT教育が展開できるよう、必要に応じて計画の修正、改善を行います。



(3) 学校関係者への周知と協力

学校ICT環境整備計画の実施は、小中学校・義務教育学校における教育内容、校務の処理方法などに影響することとなります。また、「教育の情報化」は、学校に勤務する教職員の理解がなければ、実現することはできません。そこで、この計画について、校長、教頭、および教員、学校事務職員など学校関係者へ適宜必要な情報提供を行い、理解と協力が十分に得られるよう進めます。

一麦保育園民営化に係る運営法人の募集について

1. 募集概要

(1)園の概要

名称 : 一麦保育園

所在地 : 長浜市湖北町山本 3089 番地

園児数 : 60人（令和2年3月31日現在）

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
6人	10人	11人	15人	6人	12人

(2)移管の時期

令和4年4月1日

(3)移管の方法

一麦保育園の現園舎を無償譲渡し、移管先法人が運営する「民設民営化」とします。また、令和5年の新園舎への移転を要件としています。なお、土地については、有償貸付（当初10年間は無償）とします。

(ア)有償貸付する土地

- 所在地 : 長浜市湖北町山本字下川原 3089 番ほか

- 貸付面積 : 6,953.69 m²

(イ)無償譲渡する建物

- 建築年 : 昭和60年（一部平成16年）

- 構造 : 鉄骨造 平屋建

- 延床面積 : 601 m²

(4)応募資格

保育所等の運営経験がある社会福祉法人等とします。

(5)事業者の選定方法

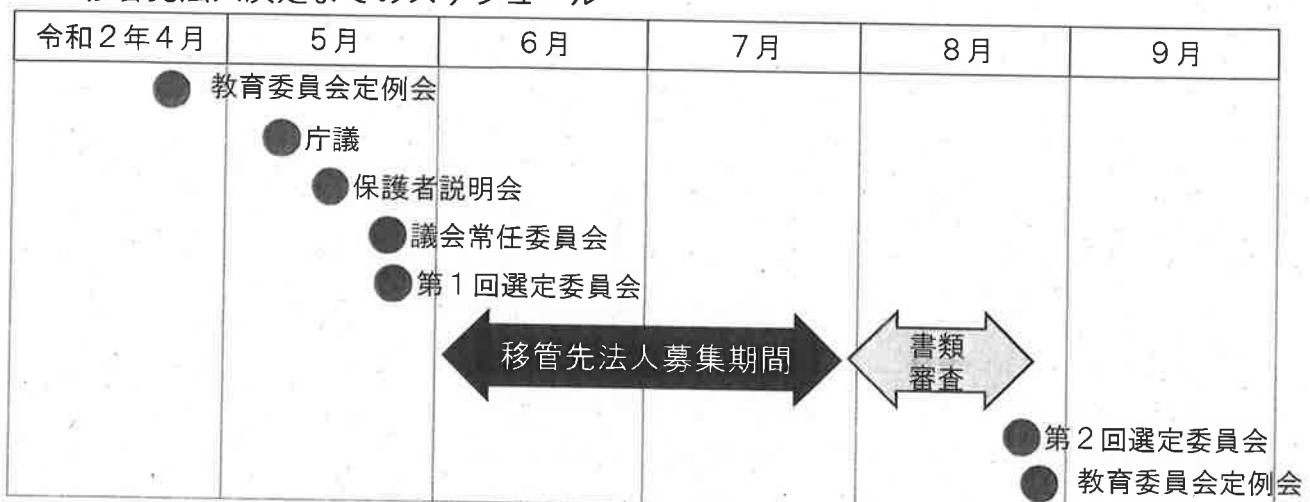
一麦保育園の民営化にかかる移管先法人については、プロポーザル方式により決定します。これは、多様な保育ニーズに対応していくために、独自性や柔軟性等を生かした事業展開等についての企画提案に基づき、最も優れた事業者を選定するためです。

応募法人から提出された企画提案は、今後設置する「一麦保育園民営化事業プロポーザル選定委員会（仮称）」において、書類及び面接審査（第2回選定委員会）を行い、審査基準に照らして点数化され、移管先候補の法人が選定されます。

2. 一麦保育園民営化事業プロポーザル選定委員会（仮称）

「一麦保育園民営化事業プロポーザル選定委員会（仮称）」は、一麦保育園入所児童の保護者の代表者及び住民の代表者、学識経験者、行政関係者など委員6人以内で構成し、提案事業の評価及び候補者の選定を行う組織です。

3. 移管先法人決定までのスケジュール



4. 移管先法人決定から移管までのスケジュール

